

# 令和6年度 事項別実施計画

事項	内 容	新規・継続 の別	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実 施 月 数	評 価
1 医療費適正化事業の推進 (1)データヘルスの推進	データヘルス計画を策定し、保健事業の取組みを行う。	継 続	・第3期データヘルス計画 計画期間 令和6年度～令和11年度		
(2)特定健康診査・保健指導事業	40歳以上の被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導を実施する。 特定健診項目に貧血・クレアチニン・心電図・眼底検査の4項目を追加し、疾病の早期発見と早期治療につなげ、医療費の抑制に努める。 未受診者に、受診勧奨案内を送付し、受診率の向上を図る。	継 続	・特定健康診査 対象者数 4,100人 実施予定数 2,460人(実施率60%) 実施方法 個別健診 実施医療機関 集団健診 年7回	6月～12月	
(3)生活習慣病重症化予防対策事業	生活習慣病の発症、重症化予防のため、未治療者・治療中断者へ医療機関への受診勧奨・保健指導を行う。	継 続	・特定保健指導 対象者数 200人 実施予定数 120人(実施率60%)	7月～3月	
(4)保健事業の積極的な展開 ①ミニドック検診事業	生活習慣病の発症、重症化予防のため、未治療者・治療中断者へ医療機関への受診勧奨・保健指導を行う。	継 続	・保健師等による電話、訪問指導	10月～3月	
②適正受診指導事業	疾病の早期発見、早期治療のため、ミニドック検診事業を実施する。	継 続	・前立腺がん検診…50～74歳以下の男性 ・骨検診……………40～74歳以下の女性 ・脳ドック検診……………50～74歳以下の偶数年齢の方	6月～12月	
③医療費通知	国保事業運営の健全化を図るため、多受診・重複受診者、重複・多剤服薬者等に対し、訪問指導を行う。	継 続	・保健師による電話・訪問指導 年間30件程度	随 時	
④後発医薬品(ジェネリック医薬品)の差額通知	医療費の総額等を知らせることにより、被保険者の適正受診への啓蒙普及とする。	継 続	・2か月分をまとめて年6回実施	5月、7月、9月 11月、1月、3月	
⑤地域活動組織との連携	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の差額通知による医療費負担の削減を図る。	継 続	・年2回実施	6月、11月	
⑥健康づくり啓発事業	健康づくり活動の中核を担う健康づくりボランティアを育成し、健康 行事への支援等を行う。	継 続	・各地区で活動している健康づくり協議会へ活動費を助成	通 年	
	健康に対する市民の意識高揚を図る。	継 続	・「国保なめりかわ」を市内全世帯に配布 適正受診の周知、医療費の動向等掲載 ・「エイズ予防パンフレット」を配布 成人式参加者、転入等国保取得若年世帯	4 月 1月、3月	

事 項	内 容	新規・継続 の別	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実 施 月 数	評 価
⑦暮らしの保健室	市民の誰もが気軽に悩みを相談できる相談窓口を設置する。	継 続	・週2日、相談員を配置し、相談窓口を開設する。	通 年	
(5)レセプト点検調査の充実	適切な医療給付のため、資格点検及び縦覧点検を行う。	継 続	・連合会資料に基づき、資格点検、重複・二重請求等の点検を行うとともに、縦覧点検、調剤との突合点検を行う。	毎 月	
2 国保税収納率向上対策の推進					
(1)口座振替の推進	口座振替の利便性を周知するとともに、口座振替の推奨に努める。	継 続	・口座振替依頼書を税務課及び市民課医療保険係窓口、金融機関窓口を設置する。 ・新規加入者や転入者に対しては、その届出申請時に口座振替制度を推奨する。	随 時	
(2)納税相談の実施	被保険者証の更新時に滞納者に対し、納税相談を行う。	継 続	・被保険者証更新時に納税相談を行い、その家庭の経済状況を把握し、分納誓約の措置をとるとともに、国民健康保険制度への理解を図る。	6～7月(随時)	
(3)臨戸徴収の実施	納税遅延者に対して臨戸徴収を行うとともに、電話催告を行う。 また、年2回以上特別滞納整理月間と位置づけ、管理職と税務課職員による臨戸徴収を行う。	継 続	・文書催告、電話催告 ・嘱託徴収員等による臨戸徴収 ・職員による臨戸徴収 ・管理職等による特別滞納整理	毎 月 随 時 随 時 5月.8月.12月	
(4)短期被保険者証・資格証明書の発行	医療費負担の公平及び収納率の向上を図るため、滞納者に対し、短期被保険者証を交付する。 悪質滞納者に対し、資格証明書を発行する。	継 続	・悪質滞納者で納税相談に応じない者に対して、資格証明書を発行する。 ・納税相談に応じ、分納を継続して行っている者に対しては、短期被保険者証を交付する。	3か月ごと (随 時)	
(5)悪質な滞納者に対する滞納処分の実施	債権処理対策強化のための「市税等徴収対策室」による徴収を強化し、滞納処分を行う。	継 続	・預貯金等の財産調査を積極的に行い、滞納処分を実施する。	随 時	
(6)居所不明被保険者の実態調査	賦課事務の適正化に伴い、税務課及び市民課と連携をとり、職権抹消等の適切な措置をとる。	継 続	・被保険者証や納税通知書等の郵送書類が返却となった世帯の実態調査を行う。 ・実態調査の結果、居住していないと確認された場合、職権抹消の措置をとる。	8月(随時)	
(7)コンビニ、スマートフォン等による収納の実施	納税者の利便性の向上を図り、国民健康保険税のコンビニ及びスマートフォン等による収納を実施する。	継 続	納税者が、いつでも納付できるように、国民健康保険税のコンビニ、スマートフォン等による収納を実施し、収納率の向上を図る。	随 時	